第１回　学校運営協議会

日時：令和７年４月２２日（火）
　　１３：３０～１５：３０
場所：麁玉小学校　会議室

学校教育目標「自ら考え　みがき合う子」

学校経営目標「なりたい自分・よりよい学校地域を思い描き、
主体的に考える力を育てる学びの深化」

司会：教頭

１　始めの言葉・日程説明【教頭】

２　授業参観　１３：３５～１４：００【先導：校長】

３　会長挨拶　１４：１０～　【会長】

４　校長挨拶　【校長】

５　協議会　１４：１５～
（１）新学校運営協議会委員の任命　【校長】
　　（学校運営協議会規則の確認）　【教頭】
（２）自己紹介と授業参観の感想　【委員】
（３）副会長選出　【会長】
（４）議長選出　【会長】
（５）前回会議録、令和６年度協議会自己評価の確認　【会長】

６　熟議　１４：３５～
（１）学校運営構想について
①学校運営構想の説明　【校長】
〇学校の現状
〇令和７年度学校運営構想

②改善案の検討

③承認

（２）学校いじめ防止基本方針について　１４：５５～
①学校いじめ防止基本方針の説明　【生徒指導】

②改善案の検討

（３）学校運営協議会の方針について　１５：０５～
①学校運営協議会の方針の説明　【会長】

②改善案の検討

（４）学習ボランティアについて　１５：１５～　【学校支援コーディネーター】

（５）夢育やらまいか事業について　１５：１８～　【教頭】

４　連絡事項　１５：２０～
（１）学校運営協議会の計画（教務）
第２回　６月　３日（火）　１３：３０～１５：３０
第３回　１０月２５日（土）　１３：３０～１５：３０（学校公開日）
第４回　２月１７日（火）　１３：３０～１５：３０

（２）学校行事の予定（教務）

（３）連絡方法について

令和７年度　麁玉小学校　学校運営協議会委員

１　委員等

No.	氏名	役職	所属	任期
1	太田富次郎	委員	宮口まちおこしの会会長	R5.4.1～R8.3.31
2	渡邊　剛一	委員	麁玉地区みらいづくり協議会幹事	R5.4.1～R8.3.31
3	伊藤　順子	委員	元主任児童委員	R5.4.1～R8.3.31
4	平野　和江	委員	読み聞かせボランティア	R5.4.1～R8.3.31
5	森田　智佳	委員	主任児童委員	R5.4.1～R8.3.31
6	北野谷富子	委員	ＰＴＡ会長・地元有識者	R7.4.1～R8.3.31
7	中根　万理	委員	ＰＴＡ副会長	R7.4.1～R8.3.31

２　学校支援コーディネーター

No.	氏名
1	町田　和代

３　オブザーバー

No.	氏名	所属
1	椛　通安	麁玉協働センター職員

４　事務局

No.	氏名	役職	連絡先
1	河内　浩	校長	電話：589-8313 FAX　：589-8314
2	吉川　利行	教頭	
3	阿部　泰幸	教務 ＣＳ担当	
4	村瀬美恵子	CSﾃﾞｨﾚｸﾀｰ	

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年８月２９日
浜松市教育委員会規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４７条の５の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象学校　協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。

(2) 校長　対象学校の校長（園長を含む。）をいう。

(3) 児童生徒　対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。

(4) 保護者　児童生徒の保護者をいう。

(5) 地域住民　対象学校の所在する地域の住民をいう。

(6) 地域住民等　地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

（目的）

第３条　協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

（設置）

第４条　教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が２以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、２以上の学校について一の協議会を置くことができる。

２　教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

（協議会の役割）

第５条　協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 対象学校の運営に関すること。

(2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。

(3) 児童生徒の健全育成に関すること。

２　協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（対象学校の運営に関する基本的な方針の承認）

第６条　校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

２　校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

（対象学校の運営等に関する意見の申出）

第７条　協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

２　協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

３　協議会は、前２項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

（対象学校の運営等に関する評価）

第８条　協議会は、毎年度１回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成２年浜松市教育委員会規則第６号）第２１条第３項、浜松市立小中学校管理規則（昭和３２年浜松市教育委員会規則第１号）第３３条第３項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和３２年浜松市教育委員会規則第３号）第４０条第３項に規定する評価を行わなければならない。

２　協議会は、毎年度１回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

３　前２項の評価について必要な事項は、別に定める。

（委員）

第９条　協議会は、委員１０人以内で組織する。ただし、第４条第１項の規定により２以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員１５人以内で組織することができる。

２　校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前３号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

３　委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

４　委員は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第１０条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

（委員の解任）

第１１条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

⑴ 委員から辞任の申出があったとき。

⑵ 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

⑶ 次条の規定に違反したとき。

２　校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

３　教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第１２条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

２　委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

⑴ 委員としてふさわしくない行為をすること。

⑵ 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

⑶ 前２号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第１３条　協議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　副会長は、委員のうちから会長が指名する。

４　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の運営）

第１４条　協議会の会議は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

（会議の公開）

第１５条　協議会の会議は、公開とする。

２　議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

３　議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

（研修）

第１６条　教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第１７条　教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

２　教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

３　教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

（細目）

第１８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

令和６年度　第４回　麁玉小学校運営協議会　会議録（要点記録）

１　開催日時　　令和７年２月18日（火）　13時30分から15時30分まで
２　開催場所　　麁玉小学校　会議室
３　出席委員　　渡邊　剛一、伊藤　順子、森田　智佳、兼子　賢治、甲斐加菜恵
４　欠席委員　　太田 富次郎、平野　和江
５　オブザーバー　北野谷富子（地元有識者）出席
　　椛　通安（麁玉協働センター職員）出席
６　学校支援コーディネーター　町田　和代
７　学　　校　河内　浩（校長）、村田　昌士（教頭）、阿部　泰幸（教務・CS担当）、
　　江間　徹(いじめ対策コーディネーター)、村瀬　美恵子(CSディレクター)
８　教育委員会　　井島　健蔵
９　傍 聴 者　　な　し
10　会議録作成者　村瀬　美恵子（CSディレクター）
11　始めの言葉の後、日程説明が教頭からあり、続けて授業参観をした。
12　議長選出　　議長について参加した委員から甲斐委員を推挙する旨の発言があり、
　　全員異議なくこれを承認した。
13　協 議 事 項
（１）自己評価の分析の報告
（２）令和７年度グランドデザイン・教育課程の説明と改善案の検討
（３）令和７年度「麁玉小学校いじめ防止基本方針」の説明と改善案の検討
（４）令和６年度学校運営協議会の自己評価と令和７年度の方向性の検討
14　会 議 記 録
議長から委員総数７人のうち５人の出席があり、会議が成立している旨の報告があった。
◎挨　拶
○　太田会長から、あらっこ発表会において各学年の発表が大変素晴らしかったこと、先生方の努力が実った姿であることについて話があった、また、今後も学校運営協議会委員ができることを学校・親・地域と協力し、知恵を出し合いながら安心・安全な学校運営につなげていきましょうとの話があった。
○　河内校長からは、多くの学校行事を経験した子供たちのたくましく成長した姿が紹介された。また、避難訓練における子供と職員の学び、今後の課題についての話があった。本日は、来年度の教育構想に向けて熟議を深めたいとの要望があった。
◎第３回会議録の確認
委員全員で、第３回会議録を確認し、異議なく承認された。
◎熟　議
（１）自己評価の分析の報告
議長の指示により、教務主任が「子供・保護者後期生活ふり返りアンケート」「子供自己評価前期・後期比較」「後期７項目３者の実現度比較」に基づいた自己評価の分析について説明した。概要は以下の通り。
・子供・保護者共に、先生の授業の工夫、学習ボランティア・地域人材の活用について90%以上の肯定的な回答が寄せられた。
・子供は、「学校に行くのが楽しい」「学校の出来事を家の人に話す」の項目が増加した。また、将来の夢やこうなりたい思いをもつ子が多い。しかし、自分の考えを持って、友達と学び合うことに課題を抱えている子が目立つ。
・ゲームや動画視聴については、前期に引き続き、後期も課題となっている。ノーメデ

ィアデーを行っているが、子供たちの捉えが曖昧な様子が見られる。活動の目的や意図をしっかり伝えていく必要がある。
・保護者の結果から、後期は家庭で学校の話題が豊富に出ている様子が見られる。今後も子供の活躍が見える活動を計画的に紹介していきたい。

（２）令和７年度グランドデザイン・教育課程の説明と改善案の検討

校長から、別紙資料に基づき令和７年度のグランドデザインと教育課程の概要について説明があった。来年度も学校教育目標「自ら考え　みがき合う子」を継続し、主体性・協働性を大切にしながら、「誰もが安心できる温かで魅力ある学校」を目指すとのことだった。

その後、教務主任から、年間活動計画と教育活動に関する４つの変更点について説明があった。概要は以下の通り。

・日課を見直し、10 分程度、下校を早くする。
・臨海学校を林間学校とする。
・学習発表会を参観会形式で行い、子供の活躍の場を増やす。
・校内持久走記録会を来年度も校内で開催する。

これらの説明について、委員から以下の発言があった。

・今までの取り組みを生かした分かり易さが、先生と子供が取り組みやすくなり良いと思う。
・今後の方向性は良いと思う。今の教育活動が子供たちの成長につながる。
・働き方改革を進めることはよい。
・今後も、子供の気持ちを大切にしてほしい。

これらの意見が出されたのち、委員全員に異議なく承認された。

（３）令和７年度「雍玉小学校いじめ防止基本方針」の説明と改善案の検討

いじめ対策コーディネーターから、別紙資料に基づき説明があった。

＜生徒指導について（いじめ・問題行動・不登校）＞

・いじめの認知について、丁寧に聞き取り親に説明している。
・問題行動については、委員会報告や暴力は減少し、落ち着いた様子が見られる。
・不登校については本人の心理的なケアに組織的に対応している。

＜いじめ防止基本方針について＞

・来年度も、定期アンケート調査を毎月１回実施する。それ以外でも、都度認知し、対応する。
・大きな変更点としては、定例のいじめ対策委員会を二か月に１回から月１回に変更する。

委員からは、以下の発言があった。

・いじめ防止は、他人を思いやる心の育成が基盤。様々な人と接し、接し方を学んでほしい。
・登下校時の見守りを通して気付く子供の変化を把握したい。協力していく。
・子供の発達に応じた幅広い見方を、学校から家庭に教えてほしい。
・月１回の調査の実施により「これがいじめだ」と子供が分かるようになる。そういう環境が大切である。
・大人の目が、もっと学校に入ると良い。
・認知したものへの対応や報告は大変だが、軽い物も見逃さないようにしたい。
・家庭での会話があるかが大切。それによりやさしさが育つ。

以上のような意見を踏まえて全員で検討し、異議なく承認された。

（４）令和６年度学校運営協議会の自己評価と令和７年度の方向性の検討

事前に行った学校運営協議会の自己評価についてのアンケート結果の報告があった。その後、令和７年度の方向性について検討した。委員からは以下の発言があった。

・最初は、「学校運営協議会が何なのか分からない」からスタートした。皆で話し合うことが知るきっかけとなり、同時に先生方の一生懸命さがよく分かった。

・参加することで理解が進む。保護者に知ってもらう工夫をしていくことが大切であると思う。（甲斐委員）

このような意見を受け、委員全員で検討し、異議なく承認された。

15　報　告

（１）夢育やらまいか事業について

学習の充実、地域の課題の発見と解決の活動、ボランティアスタッフの増員に支　出したとの説明が事務局よりあった。異議なく承認された。

（２）今年度で退任される委員について

ＰＴＡ正副会長は退任するため、４月以降、後任へ引き継ぐ。

16　連絡事項

（１）令和７年度学校運営協議会について

（２）その他

学校運営協議会研修会の開催について

（３）教育委員会より

市教育委員会　井島指導主事からの話

・いじめ対応を含む、先生方の多忙感に負けぬ努力への感謝

・学校運営協議会委員の熟議に対する感謝

・協力的な地域であるため、今後も大人同士のつながりが子供同士のつなげてほしいとの要望

（様式１）

令和６年度　学校運営協議会自己評価表

浜松市立（　　麁玉小　　）学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

・情報発信や周知方法の工夫による地域の協力とボランティア数の増加
・学校運営協議会への積極的な参画及び学校、家庭、地域の信頼関係の更なる構築、関係機関との連携
・学校教育活動を充実させるために必要な分野の地域人材の発掘と積極的活用

＜評価項目１＞　学校運営の基本方針について熟議することができたか。

・はい出来ました。（太田）
・学校運営について、学校長から丁寧な説明があり、十分に理解できた。不明点や疑問点についても質疑がなされ、分かりやすく説明を受けた。（渡邊）
・学校教育目標や学校運営の基本方針及び現状について校長先生はじめ学校の先生方から丁寧で分かりやすい説明をいただき熟議することができた。（伊藤）
・校長先生のご説明が分かりやすく 共有させて頂きやすく 学校運営に関する意見を 感じたままに述べさせて頂けました。（平野）
・わかりやすく説明していただいた。（森田）
・教育方針についてはある程度理解できたと思います。学校見学の率直な感想はのべることはできたと思いますが、意見としてはまだ十分ではなかったと思います。（兼子）
・資料やスライド等でわかりやすく説明して頂き理解する事ができました。（甲斐）

＜評価項目２＞　承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

・地域として､まだまだ協力出来る事があるように思います。（太田）
・ステージ毎の教育活動の進捗状況報告や教職員も含めたワークショップによる意見交換など、学校支援活動について十分な議論ができた。（渡邊）
・学校教育活動の充実につながる支援活動について有意義な意見交換ができ、学校、家庭、地域の連携や役割分担について見直し改善することができた。（伊藤）
・塾義を重ねる事で支援活動にも 励みとなりました。（平野）
・その時に必要な支援内容を理解して活動することを再確認した。（森田）
・学校、地域、家庭の連携が重要であることを改めて認識しました。
PTAの代表として参加し、学校への協力の大切さを感じました。また、地域の方々が学校内外で見守ってくださってることに感謝しつつ、保護者として見守りつつ先生のサポートを担うことの必要性を感じました。（兼子）
・学校、家庭、地域の役割を理解する事ができた。（甲斐）

＜評価項目３＞　協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

・少しずつ改善されています。（太田）
・保護者への発信は十分になされたと思われるが、学校と直接的な接点のない地域内住民への発信については十分とは言えないのでは？子供たちと地域で支えるという観点から更なる検討が必要と思われる。（渡邊）
・学校運営協議会での会議録を本校のホームページに、学校運営協議会の様子を学校だよりに掲載することにより皆が現状、課題等々共有することができた。（伊藤）
・運営協議会の活動を お知らせできた。（平野）
・学校だよりへの掲載は、保護者（地域）への周知に有効と思うが、より多くの人に伝わるのはどの方法か、今後も考えていかなくてはならないとも思う。（森田）
・学校の取り組みなので難しい面もあると思いますが、情報発信への誘導が十分ではないのかなと感じました。（兼子）
・HP等で情報は発信されていますが、保護者は見る機会が少なく感じます。保護者がよく見るブログで協議会を開催した事を発信するだけでも運営協議会へのHPを見るきっかけになるのではないかと思います。（甲斐）

＜評価項目４＞　今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

・もっと沢山の父兄さん・地域に浸透させる（太田）
・現状の取組を継続させることでよいのではないかと思うが、学校とコーディネーターと各委員との連携を更に深めていく必要もあるのではないか。（渡邊）
・今年度の活動を踏まえて、更に充実、発展させることができる目標としていきたい。（伊藤）
・思いやりと 向上心を兼ね備えた 生徒が育つような目標を掲げていただきたい。（平野）
・今後も子供たちの学びやチャレンジを応援できるよう、引き続き家庭に理解を求めていく。また地域の人の輪も広げていけたらと思う。（森田）
・学校運営委員会の活動内容や目的を、どこに向けてはっしんするのかを明確にし、学校教育について熟議していることをより多くの方に知ってもらうと良いと思います。（兼子）
・ボランティア参加の呼びかけ。ボランティアに参加する事によって学校への理解が深まり、親同士や世代をこえた交流も増え、学校、家庭、地域の繋がりが深くなるのではないでしょうか。（甲斐）

令和７年度　鹿玉小学校グランドデザイン

ウェルビーイング　はままつの教育「描く夢や未来の実現」

「主体性」
「多様性・包摂性」
「信頼・協働」

鹿玉中学校区の目指す子供像　心を磨く　認め合い共によさを磨き合う子供

学校教育目標　**自ら考え　みがき合う子**

主体性　協働性

キャリア教育の推進
- チャレンジ力（課題対応能力）
- つなげる力（キャリアプランニング能力）
- 見つめる力（自己理解・自己管理能力）
- かかわる力（人間関係形成・社会形成能力）

たくましい子	かしこい子	やさしい子
自己を客観的に捉え、自分に合った目標に向かって、最後まで取り組む子	自ら関わり、感じ、考え、行動する子	互いを受け入れ、進んで関わり合いながら、相手の気持ちを考えて行動する子

重点目標　PDCA；ステージ制ロードマップ（スタート　チャレンジ　チェンジ　ステップアップ）

○なりたい自分を具体的にイメージし、今できることを進んで考え、取り組む ○健康で安全な生活や体力向上のためにできることを、進んで考え実践する	○基礎・基本を身に付けている ○問いをもち、見通しをもって考え、友達と追究している ○学びを生活に生かしている	○時と場に合った挨拶ができる ○温かな言葉遣いができる

カリキュラム・マネジメント　主体的・対話的で深い学び　心理的安全性　教育ＤＸ

発達支援教育の理念を基にした学年・学級づくり

ウェルビーイングの向上と自己肯定感と自己実現

目指す学校像　だれもが安心できる温かで魅力ある学校
～子供、職員、保護者、地域にとって～

コミュニティ・スクール

学校運営協議会

＜関係機関連携＞
- 鹿玉協働センター　・宮口交番
- 社会福祉協議会　・家庭児童相談室
- 児童相談所　・ルピロ　・各医療機関

＜保幼小中連携＞
- 授業交流
- 職員合同研修

連携・支援・協働

メタセコイア（読み聞かせ）　ＰＴＡ　各自治会　健全育成会

民生委員児童委員　地域安全推進委員

あらっこ応援隊（見守り・学習支援）　宮口まちおこしの会

令和７年度
第１回学校運営協議会　R7.4.22

◆令和７年度の児童数（4/22現在）

	男　子	女　子	合　計	クラス数計
１年	２３	２３	４６	2
２年	１８	２０	３８	2
３年	２１	１８	３９	2
４年	２５	３１	５６	2
５年	２８	２３	５１	2
６年	２０	２４	４４	2
わかば	5	5	１０	2
なかよし	7	1	8	2
合　計	１４７	１４５	２９２	１６

◆令和７年度　鹿玉小学校職員

学級	担任名		【担任外、非常勤講師等】		
わかば１	鈴木　果穂	すずき　かほ	校　長	河内　浩	かわうち　ひろし
わかば２	橋本　麻衣	はしもと　まい	教　頭	吉川　利行	よしかわ　としゆき
なかよし１	松原　岳司	まつばら　たかし	教務主任	阿部　泰幸	あべ　やすゆき
なかよし２	○西尾　美緒	にしお　みお	担任外・生徒指導・PTA担当	今井　　忍	いまい　しのぶ
１の１	○原田　　満	はらだ　みつる	養護教諭	中村寿美英	なかむら　すみえ
１の２	髙津　陽子	こうづ　ようこ	事務主任	小山　鮎実	こやま　あゆみ
２の１	森島　大画	もりしま　たいが	非常勤講師（小中サポート）	冨永　玲子	とみなが　れいこ
２の２	○本間由美子	ほんま　ゆみこ	校内まなびの教室支援員	江間　徹	えま　とおる
３の１	○髙林　圭吾	たかばやし　けいご	学習支援員・学校支援コーディネーター	町田　和代	まちだ　かずよ
３の２	星野　亮	ほしの　りょう	スクールヘルパー	林　桂子	はやし　けいこ
４の１	伊藤　紅璃	いとう　あかり	**発達支援教室支援員**	新井恵美子	あらい　えみこ
４の２	○中村　耕介	なかむら　こうすけ	**発達支援教育充実**	野末　泰教	のずえ　やすのり
５の１	○鈴木やよい	すずき　やよい	**図書館補助員**	奥山美佐子	おくやま　みさこ
５の２	佐藤　嘉彦	さとう　よしひこ	**理科支援員**	熊平知佐子	くまだいら　ちさこ
６の１	前原　侑希	まえはら　ゆうき	校務アシスタント	村瀬美恵子	むらせ　みえこ
６の２	○小野弘太郎	おの　こうたろう	ＣＳディレクター		
			SC（スクールカウンセラー）	白井　博美	しらい　ひろみ
産休・育休等（予定含）			SSW（スクールソーシャルワーカー）	人見　嘉之	ひとみ　よしゆき
	水口　侑里	みずぐち　ゆり	ALT(**外国語指導助手**)	ﾗﾝｾﾙ・ｶﾌﾞﾗﾔﾝ	
	小林奈々佳	こばやし　ななか	用務員	船坂　正清	ふなさか　まさきよ
	袴田　風花	はかまた　ふうか	用務員	金田　秀雄	かねだ　ひでお
			用務員	齊藤ふみ子	さいとう　ふみこ
			用務員	足立　幸江	あだち　ゆきえ

本年度の学校経営方針

◆学校教育目標

自ら考え　みがき合う子

「自ら考え」とは、**「主体性」**
⇒学習課題に対して主体的に取り組んだり、学級や学校の課題を自分事として考え、行動したりすること

「みがき合う」とは、**「協働性」**
⇒対話によって、自分の考えが広がったり深まったりすることであり、他者と協働することで、自分だけでは解決できそうもない問題の解決策を共に考えたり、創造したりすること

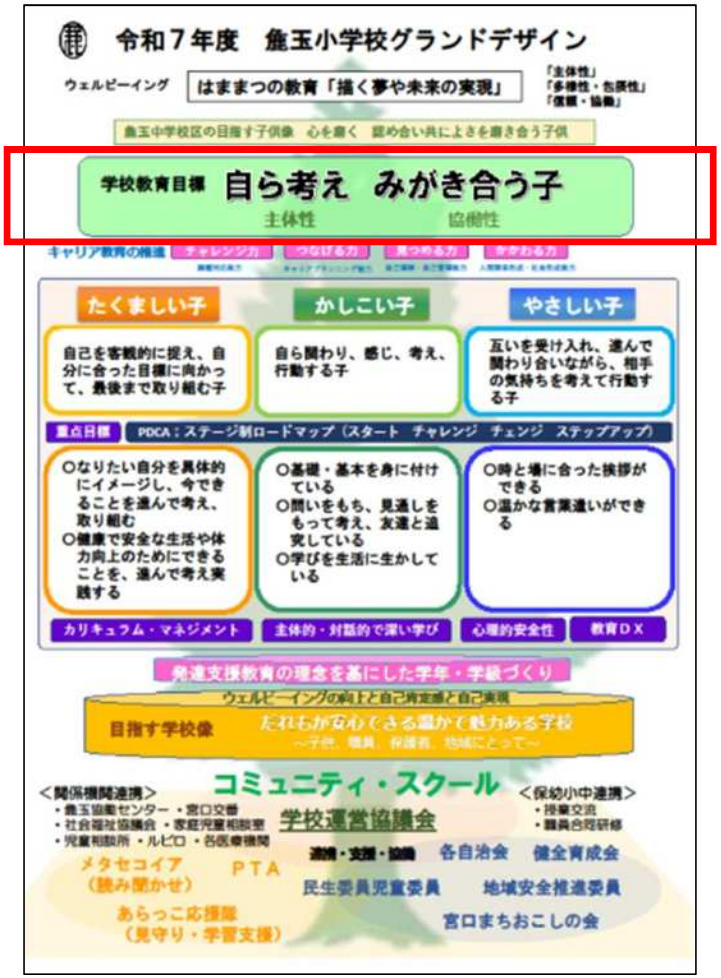

本年度の学校経営方針

◆キャリア教育

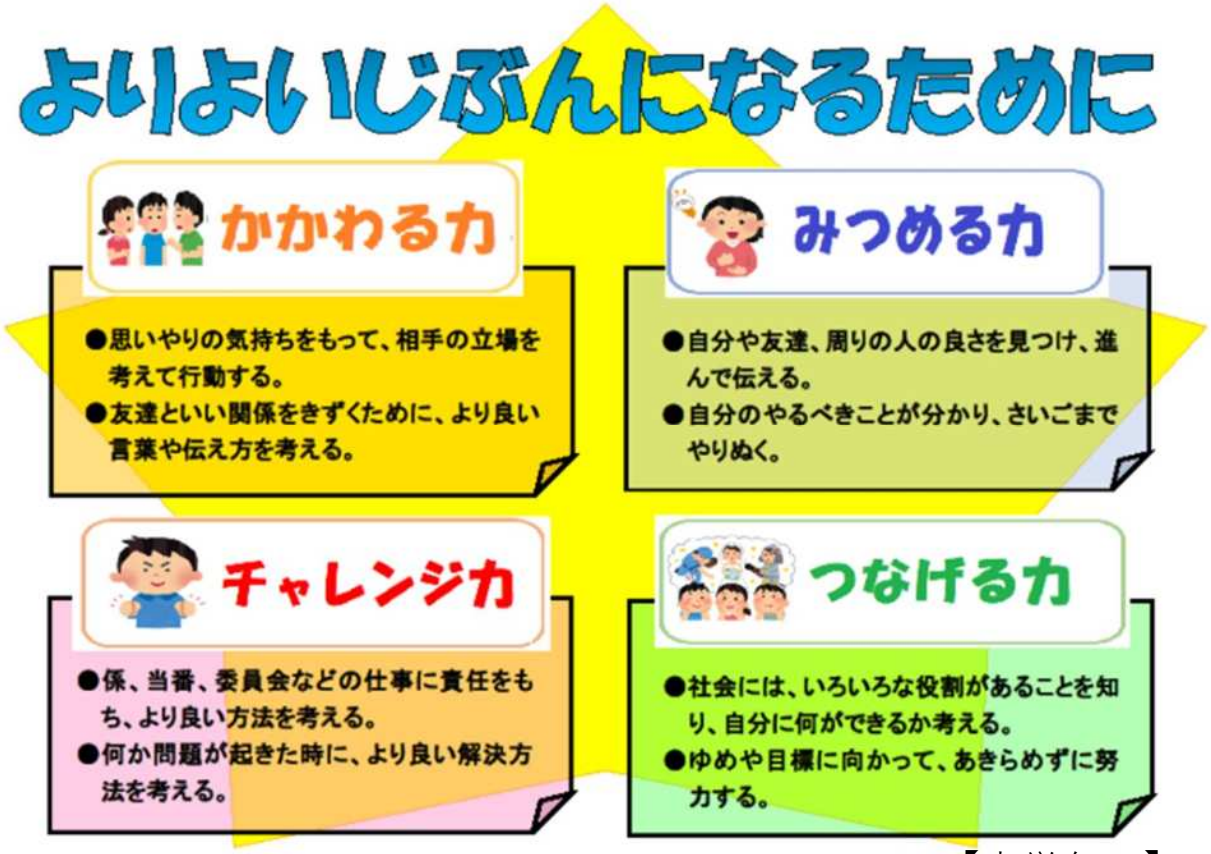

【高学年用】

本年度の学校経営方針

◆目指す子供像

■「やさしい子」

互いを受け入れ、進んで関わり合いながら、相手の気持ちを考えて行動する子

■「かしこい子」

自ら関わり、感じ、考え、行動する子

■「たくましい子」

自己を客観的に捉え、自分に合った目標に向かって、最後まで取り組む子

本年度の学校経営方針

◆重点目標

■ **「やさしい子」**

〇時と場に合った挨拶ができる

〇温かな言葉遣いができる

本年度の学校経営方針

◆重点目標

■ **「かしこい子」**

〇基礎・基本を身に付けている

〇問いをもち、見通しをもって
　考え、友達と追究している

〇学びを生活に生かしている

本年度の学校経営方針

◆重点目標

■ **「たくましい子」**

〇なりたい自分を具体的にイメージし、今できることを進んで考え、取り組む

〇健康で安全な生活や体力向上のためにできることを、進んで考え実践する

本年度の学校経営方針

◆ステージ制ロードマップ

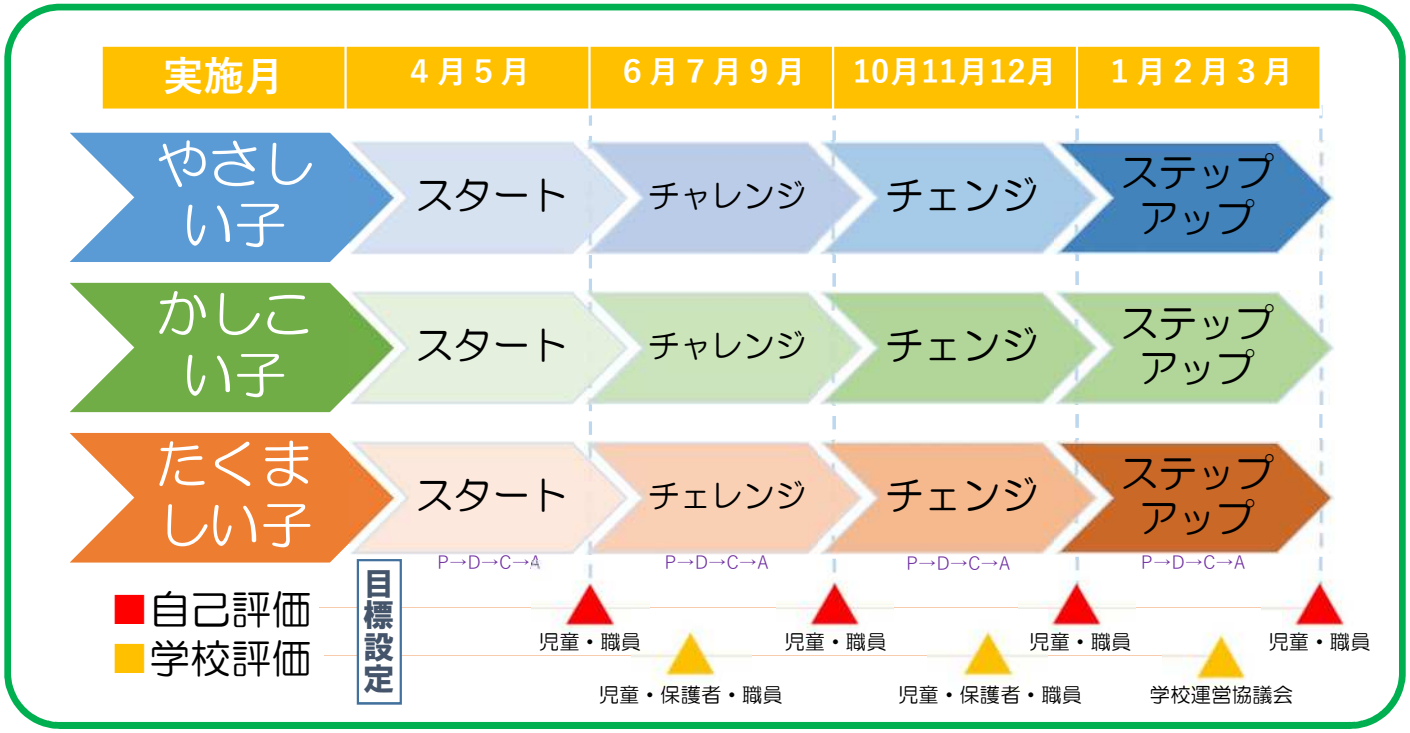

本年度の学校経営方針

◆ステージ制ロードマップ

やさしい子

目指す子供像実現のためのロードマップ「やさしい子部」　スタート：年度当初全学年で徹底、チャレンジ～各学年の発達段階に即して進める。　R７年度版

	重点目標	スタート ④ ⑤	チャレンジ ⑥ ⑦ ⑨	チェンジ ⑩ ⑪ ⑫	ステップアップ ① ② ③
やさしい子	○時と場にあった挨拶ができる。	<あいさつチャレンジ週間> 学期初め～１１月中旬 名前を入れてあいさつ ・相手意識をもった挨拶をする。 ・縦割り班で、名前を入れて挨拶をするエンカウンターや互いのことを知る遊びを行う。	スポーツフェスティバル <あいさつレベルアップ週間> 名前を入れてあいさつ返し ・相手意識をもった挨拶をする。 あいさつレベルを上げる ・レベルアップ表を使って、挨拶レベルを上げていく。	あいさつ盛り上げようイベント ・挨拶ができた児童にカードを渡し、称揚する。	<あいさつ強化週間> 誰にでも気持ちのよいあいさつ あいさつスペシャリスト大発表イベント ・先生方が、良い挨拶ができる児童を放送で発表する。
		縦割り活動			
	○温かな言葉遣いができる。	<相手を気遣う言葉遣いを知ろう週間> 言葉を知る・言葉掛けトレーニング ・ふわふわ言葉・ちくちく言葉を話し合う。 ・見方を変える→言葉を言い換えるエンカウンターを行う。	スポーツフェスティバル <「ありがとう」を伝え合おう週間> ・相手のよいところを見つけ合う。 ・どのような場面で「ありがとう」と伝えるか意見を出し合う。	特技発表会 <温かい言葉かけをしよう週間> ・温かい言葉かけスキルを行う。 ・モデリングをし、スキルのポイントをおさえる。 うれしそうな友達に掛ける言葉 困っている友達に掛ける言葉	校内持久走記録会 温かい言葉に応じる あらっこ参観会 ・実践発表を行う。学級で、温かい言葉掛けの様子を全校に伝える。
		はあとチェック（月１） えんタイム（言葉遣い）	はあとチェック（月１） えんタイム（あいさつ）	はあとチェック（月１） えんタイム（温かい言葉掛け①）	はあとチェック（月１） えんタイム（温かい言葉掛け②）
	自己評価				

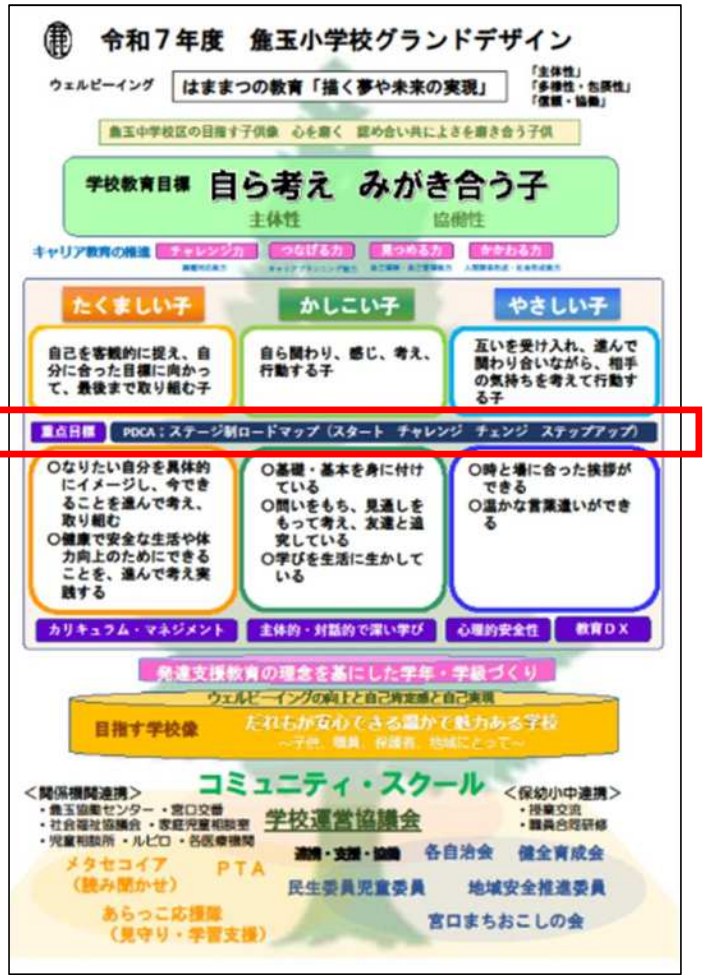

本年度の学校経営方針

◆ステージ制ロードマップ

かしこい子

目指す子供像実現のためのロードマップ「かしこい子部」　　R７年度版

重点目標	スタート ④ ⑤	チャレンジ ⑥ ⑦ ⑨	チェンジ ⑩ ⑪ ⑫	ステップアップ ① ② ③
かしこい子「自ら問い、じっくり考え 学び合う子」 ○ 基礎・基本を身に付けている <基礎>学習指導要領各学年各教科の内容 <基本>各学年各教科の特性を踏まえた学び方	学習習慣の徹底 始業前準備・朝上、姿勢 1分間黙想、あいさつ	発言の仕方 ノートの書き方	話し合いの仕方 意見のまとめ方	意見のまとめ方 振り返りの仕方 学習習慣の確認・強化
	８：００～８：１０　ドリルタイム・朝読書の継続			
	計算力調査１回目	計算スキル・漢字スキル等　ドリル練習	県学力調査で確認	次学年に向けて
○ 問いをもち、見通しをもって考え、追究している	【校内研修と関わらせて実施　学び方の定着 ― 時期ごとの授業の重点】 導入の工夫で学習意欲の喚起	学習計画立案と一人学びで主体性 UP	学び合いによる考えの深化	まとめ・発信・振り返りで学習の価値の発見
	「なぜ？」問いをもつ	「こうすれば…」見通しをもつ	「こうかな？どう思う？」追究する	「よかったよ！」発信する
	～学年の発達段階に即してステップアップ・積み上げていく～　自分で進めるあうたま学習			
○ 学びを生活に活かしている	自学の仕方を紹介する。週末等の家庭学習に「学び見つけ」を入れる。	子供同士で自学ノート・プリントを見せ合い、良いところを見つける場を設ける。	・自学コンクール ・校内廊下掲示	・学習発表会等での発信 ・振り返り
	・自学ノート・プリントの推奨	・タブレットの活用 ・教室内掲示	調べ方・まとめ方等の工夫を学び合う場を設ける。	学習を生活の中で活かすことの良さに気付く話し合いの場を設ける。
自己評価				

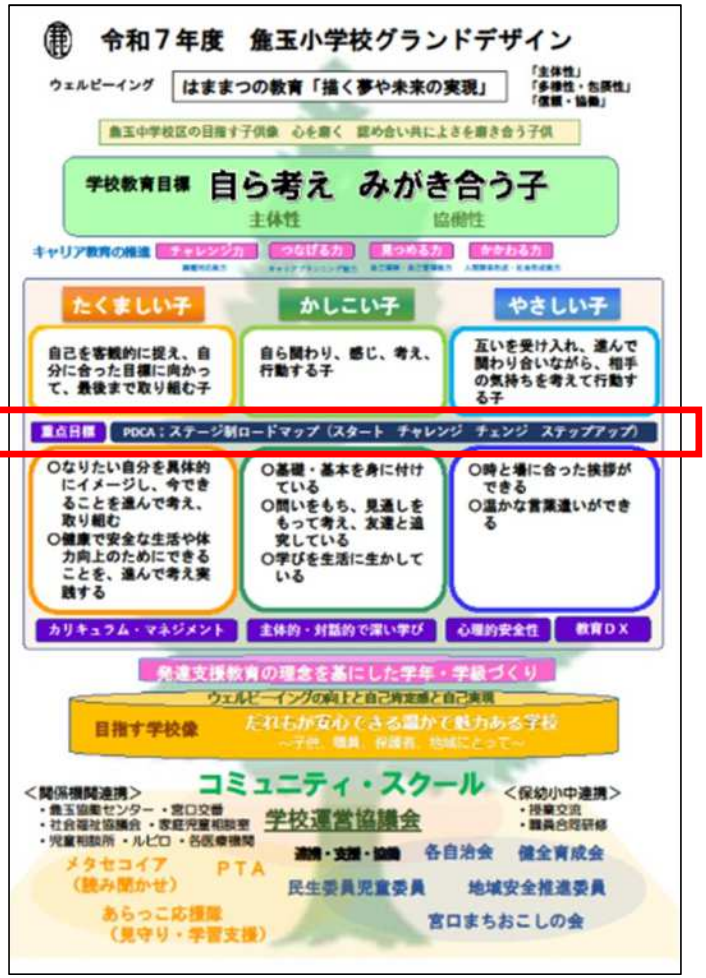

本年度の学校経営方針

◆ステージ制ロードマップ

たくましい子

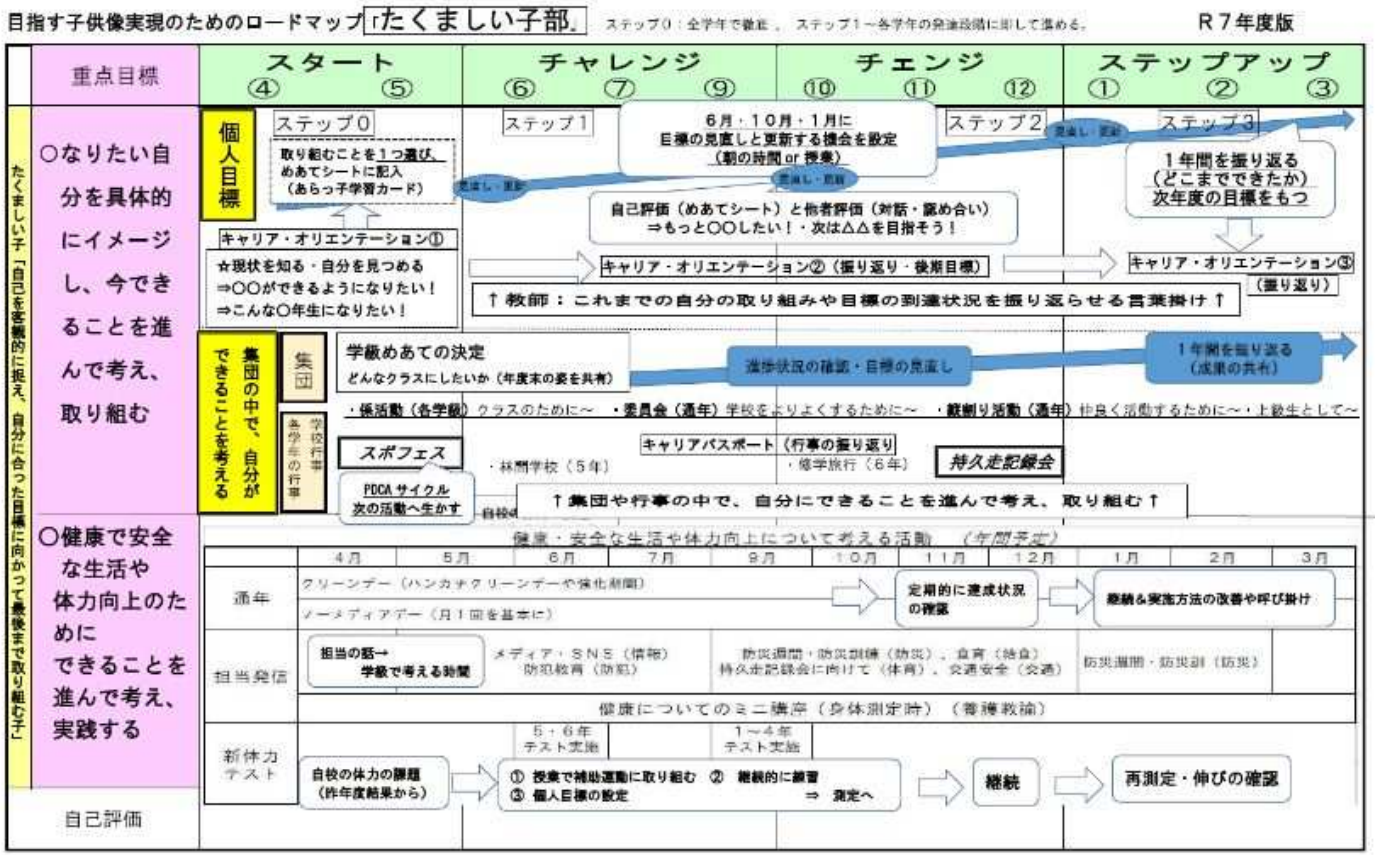

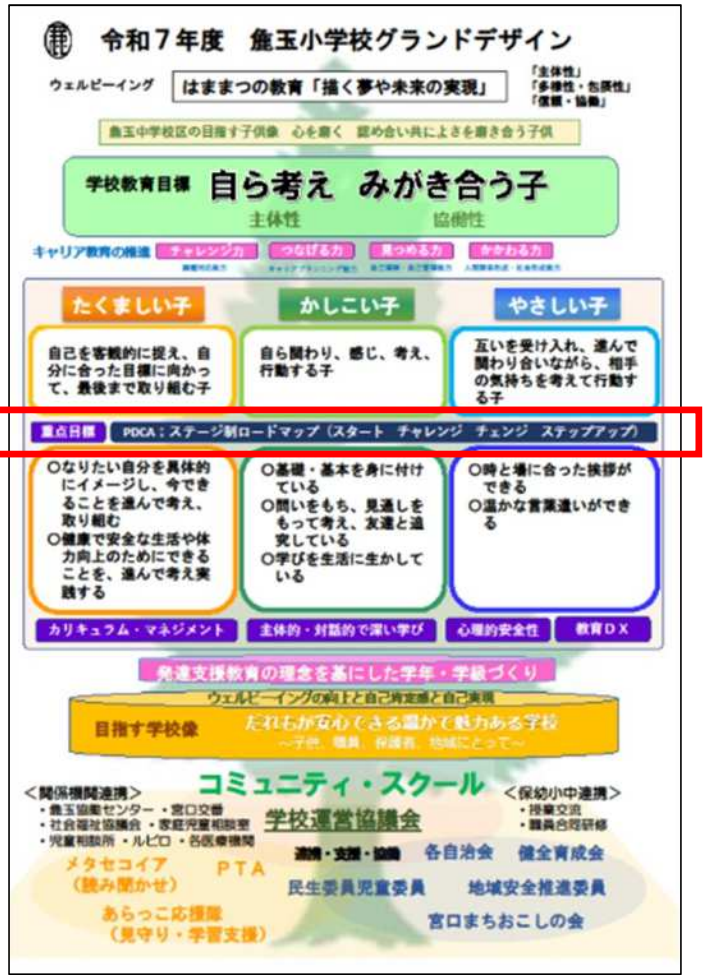

本年度の学校経営方針

◆目指す学校像

だれもが安心できる温かで魅力ある学校

～子供、職員、保護者、地域にとって～

本年度の学校経営方針

◆家庭や地域等との連携

「家庭・地域・関係機関」
- **PTA、ﾒﾀｾｺｲｱ、あらっこ応援隊**
- **各自治会、地域安全推進委員**
  民生委員児童委員
  まちおこしの会　　etc

学校運営協議会

よりよい学校教育を通して
よりよい社会を創る

◆教育推進にあたって

- キャリア教育の推進（基礎的・汎用的能力の育成）
- 授業改善（主体的・対話的で深い学び、個別最適な学び）
- 教育の情報化（ＰＣ活用、教育ＤＸ）
- 発達支援教育の充実
- いじめの予防（心の健全な育成、予防、早期発見、早期対応）
- 安全教育（実行性のある防災教育）
- コミュニティ・スクール（６年目、学校支援）
- 働き方改革の推進

（業務開始8:00～終了16:30　電話…18:00、さくら連絡網）

※赤字は、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定に伴い、変更した箇所です。
※青字は、鹿玉小学校独自かつ実効的な対策となるよう、変更した箇所です。

浜松市立鹿玉小学校いじめ防止基本方針

浜松市立鹿玉小学校

（R7. 2. 26 改訂版）

浜松市立雄玉小学校いじめ防止基本方針　目次

第１　いじめの防止等のための基本的な考え方……3

１　いじめの定義……3

２　いじめの理解……3

３　いじめの防止等に関する基本的考え方……4

⑴いじめの未然防止……4

⑵いじめの早期発見……4

⑶いじめへの対処……5

⑷地域や家庭との連携……5

⑸関係機関との連携……5

第２　いじめの防止等のための対策……5

１　いじめの防止等のための組織……6

⑴「校内いじめ対策委員会」の組織と役割……6

⑵いじめの防止等における教職員の役割……6

２　いじめの防止等に関する取組……7

⑴雄玉小年間指導計画……7

⑵いじめの未然防止……8

⑶いじめの早期発見……9

⑷いじめに対する措置……10

⑸関係機関との連携……11

⑹学校における教育相談体制の整備……11

⑺教職員の資質向上のための研修会や校内ＯＪＴの取組……11

⑻いじめが「解消している」状態……12

⑼「浜松市立雄玉小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し……12

３　地域や家庭の役割……12

⑴地域の役割……12

⑵家庭の役割……12

第３　重大事態への対処……13
１　重大事態の意味……13
⑴生命心身財産重大事態……13
⑵不登校重大事態……13
⑶子供や保護者からの申立て……13
２　重大事態の調査組織……13
３　事実関係を明確にするための調査の実施……14
４　調査結果の提供及び報告……14
５　その他の留意事項……14

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 13 条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

第１　いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

１　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文　法第２条第１項及び第３項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。
〇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
〇仲間はずれ、集団による無視をされる。
〇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
〇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
〇金品をたかられる。
〇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
〇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
〇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

２　いじめの理解

〇いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
〇嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

○「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
○いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
○「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにすることが必要です。

３　いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

⑴いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気をもち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

○全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
○いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
○全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
○いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

⑵いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがＳＯＳを発信できるようにすること、いじめのサイン（子供たちからのＳＯＳ）は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
○学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
○学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

⑶いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
③「子供の健やかな成長」を願って支援・指導する。
④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

⑷地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

○ＰＴＡや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
○学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
○多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

⑸関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第２　いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立龝玉小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要（令和４年１２月文部科学省。）」を理解し、「浜松市立龝玉小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

１　いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

○委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。

○参画する教職員等

・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任

・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。

・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、関係の深い教職員を追加する。

○毎月１回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は５年間保存する。

○学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。

○重大事態（法第 28 条第１項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

ア　いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割

イ　保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割

ウ　いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割

エ　校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

ア　校長　　：「浜松市立龕玉小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。

イ　教頭　　：校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。

ウ　教務主任：いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。

エ　生徒指導主任
：いじめ対策コーディネーター(兼任の場合もある)と連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。

オ　学年主任：学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。

カ　養護教諭：子供の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。

キ　学級担任・教科担任
：子供の表れを注視し、気になる表れを報告する。

ク　発達支援コーディネーター
：発達支援の視点から、子供の気になる表れを報告したり、他の教職員

の相談に乗ったりする。
ケ　ＳＣ　　：心理に関する教育相談を担う。
コ　ＳＳＷ　：福祉に関する教育相談を担う。

２　いじめの防止等に関する取組

(1)鹿玉小年間指導計画

◆教職員　□児童生徒　○保護者・地域

１学期		２学期		３学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	◆いじめ対策委員会① ・基本方針・組織の確認 ・子供理解 □○始業式・入学式 □学級開き ・人間関係作り（ＧＥ） ・1 年間のめあて（ＣＰ） ・いじめの定義、絶対に許されないこと ◆○学校運営協議会 ○家庭確認、参観会 □はあとチェック □道徳（友情・信頼） □学活（学級目標の設定） ◆いじめ対策委員会②	夏季休業	◆校内研修 ・１，２学期の取組について ・子供の特性の理解と適切な支援 （発達・外国人等） ・事例検討 ○さくら連絡網を使った子供の様子の確認	1	□３学期授業開き ・人間関係作り（ＧＥ） ・はままつマナー □道徳（公正・公平） ◆いじめ対策委員会⑨ ・基本方針の改定 □はあとチェック
5	◆提案授業、授業改善といじめの未然防止 □○スポーツフェスティバル □はあとチェック □児童会活動	9	□２学期授業開き ・人間関係作り（ＧＥ） ・はままつマナー □学活 前期の振り返り（ＣＰ） ◆いじめ対策委員会⑤ ◆授業研究、個別最適な学び □はあとチェック	2	◆いじめ対策委員会⑩ ◆次年度年間指導計画の作成 □あらっこ参観会 ○教育相談 □はあとチェック
6	・いじめについて考える月間 □はままつマナー ・ふわふわ言葉とちくちく言葉 □道徳（相互理解、寛容生命尊重、【いじめ】） ◆いじめ対策委員会③ ○参観会・懇談会 ・いじめ未然防止、早期解決のための家庭の役割 □はままついじめアンケート	10	□特技発表会 ○参観会 □はあとチェック ◆いじめ対策委員会⑥	3	□道徳（感謝） □６年生を送る会 ◆いじめ対策委員会⑪ ・次年度への申し送り事項の確認 ○こ保幼小連絡協議会 小中連絡協議会 □学活 ・年間の振り返り（ＣＰ）
7	□林間学校 □学活（情報モラル） □学活・１学期の振返り ○三者面談 ◆いじめ対策委員会④ ・本校のいじめの傾向について	11 12	□修学旅行・校外行事 □道徳（思いやり） □温かい言葉掛け （えんタイム） □はままついじめアンケート ◆いじめ対策委員会⑦ ◆教育相談、カウンセリングマインド □学活 ・２学期の振り返り □はあとチェック ◆いじめ対策委員会⑧ □○持久走記録会 ○教育相談		

〔年間〕
・授業のルールについて子供と話し合い、話し合ったルールについて徹底する。
・朝の会や帰りの会で、「よいこと見つけ」等の取組を行う。
・縦割り活動等での異学年交流を積極的に行う。
・個別最適な学びの実現に向けた授業研究を行う。

※ＧＥ：構成的グループエンカウンター　※ＣＰ：キャリア・パスポート

⑵いじめの未然防止

学校教育目標「自ら考え　みがき合う子」の具現化を目指し、「時と場に合った挨拶ができる」と「温かな言葉遣いができる」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

○毎年６月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組
「道徳」授業でいじめに関連する内容項目を扱う
「学級活動」でいじめについて話し合う

○教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見ていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。

○教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。

○家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。

○「浜松市立龕玉小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。

○子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。

○子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア　子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
4,5 月 ６月 ６月	学級活動での学級目標の設定、いじめの定義や許されないことの確認 「いじめや命について考える月間」(道徳科で命やいじめについて取り上げる) 「はままつマナー」を活用した言葉遣いの確認
イ　子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団作り。	
年間 年間 ４月 ５月 ５月 ６月 11 月 学年末	学級や学年における授業のルールについての子供による話合い 学校行事や校外学習を通した集団作りとルールの涵養 学級活動において１年間のめあてを設定（キャリア・パスポート） スポーツフェスティバルを通した集団作り 授業研究と事後研修（主体的・対話的で深い学びと自己指導能力） 林間学校を通しての集団づくり 修学旅行を通しての集団づくり キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定
ウ　子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	

４月 ５月 ６月 １月 ２月 ３月	「はままつマナー」を活用した振り返り 「友情・信頼」をテーマにした道徳科の授業とスポーツフェスティバルの実施 「相互理解・寛容、生命尊重」（いじめ）をテーマにした道徳科の授業 「公正・公平」をテーマにした道徳科の授業 あらっこ参観会 「感謝」をテーマにした道徳科の授業と児童集会、学校行事等の実施
エ　発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
年間 ６月	多様性の理解に向けた縦割り活動や学校行事の実施 「いじめや命について考える月間」（道徳科で命やいじめについて取り上げる）
オ　集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくるとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
年間 学期始 ６月	朝の会、帰りの会等における「よいこと見つけ」の取組 「はままつマナー」を活用したマナーを守る心情の育成 「はままつマナー」を活用したふわふわ言葉・ちくちく言葉の想起

⑶いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア　実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：毎月１回（「はままついじめアンケート」を含む）

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ　実施方法・検証

・進め方について、いじめ対策コーディネーターから説明する。

・学校で実施する。

・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。

・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について、臨時いじめ対策委員会（基本的に校

長、教頭、いじめ対策コーディネーター、学年主任、担任、関係職員）が確認する。

ウ　保存

・記入の有無に関わらず、５年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア　実施時期・実施回数

・定期個人面談：１学期末は全員実施する。
２学期末及び年度末は必要に応じて実施する。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ　実施方法・検証

・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ　記録の保存

・教職員が得た情報を５年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的に開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

○教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

○教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。

○教職員は、いじめに係る情報について、５Ｗ１Ｈ（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。

○「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。

○いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合って見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の

生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

○校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。

○インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。

○いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

⑸関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

○「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。

○「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に１回、教育委員会に送付する。

○日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。

○いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

⑹学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家(スクールカウンセラー等)の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

○子供が安心してＳＯＳを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもＳＯＳを受け止めるようにする。

○いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。

○いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

⑺教職員の資質向上のための研修会や校内ＯＪＴの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

○「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立雄踏小学校いじめ防止基本方針」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。

○教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内で周知を図る。

○定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。

○事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。

○いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

⑻いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３か月を目安とする）

②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

⑼「浜松市立麁玉小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

○「浜松市立麁玉小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。

○入学時や各年度の開始時に、「浜松市立麁玉小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。

○より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立麁玉小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。

○「浜松市立麁玉小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

３　地域や家庭の役割

⑴地域の役割

いじめの未然防止や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

○地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。

○家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。家庭や学校運営協議会、地域の関係団体との連携を促進したり、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等との組織的な連携・協働ができるような体制を構築したりする。

⑵家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第９条第１項）

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

○「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。

○子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報する等適切な措置をとる。

○子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。

○日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。

○インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。

○子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。

ア　子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

イ　子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む等、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。

ウ　いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第３　重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和７年４月改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和６年８月改訂版）」により適切に対応します。

１　重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

⑴ 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

ア　自殺を企図した場合

イ　身体に重大な障害を負った場合

ウ　金品等に重大な被害を被った場合

エ　精神性の疾患を発症した場合

⑵ 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間 30 日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である 30 日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

⑶ 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第 23 条第２項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

２　重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チーム

の助言や支援を求める。
なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

３　事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

４　調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

５　その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかったために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

令和７年度　学校運営協議会　計画（案）

スタート（４・５月）

４月１日（火）　第１回職員会議
〇学校経営方針の共有【職員】

４月 22 日(火)　13:30　第１回学校運営協議会
〇授業参観
〇学校運営協議会委員の任命
〇学校運営構想の承認

５月 24 日(土)　スポーツフェスティバル

チャレンジ（６～９月）

６月３日(火)　13:30　第２回学校運営協議会
〇授業参観
〇スタートステージの検証（評価）と今後の取組
〇今後の地域との連携についての検討【学年主任参加】

７月末　第１回学校評価

チェンジ（10～12月）

10 月 25 日(土)　学校公開日（午前　　授業参観可）
13:30　第３回学校運営協議会【職員参加】＜総会＞
〇第１回学校評価の報告
〇チェンジステージの取組について
〇令和８年度グランドデザインの作成に向けて

12 月末　第２回学校評価　（教育課程編成資料の作成）

ステップアップ（１～３月）

１月～　次年度の教育課程編成
〇ビジョン設定　　〇グランドデザインの作成
〇各実践部会で、次年度の子供像、具体的な取組を検討
〇目指す子供像を実現するための年間行事計画の作成

２月６日（金）　あらっこ参観会

２月 17 日（火）　13:30　第４回学校運営協議会
〇自己評価の分析
〇グランドデザインの概要説明
〇学校運営協議会の自己評価と令和８年度の改善案の検討

あらっこ応援隊

【令和6年度　活動報告】

読み聞かせ　メタセコイア(全学年)
本の修理
星を見る会　お手伝い(PTA)
大平　安全ボランティア(3年)
スズキ農園　安全ボランティア(3年)
町探検　安全ボランティア(2年)
家庭科　ミシン補助(6年)
図工　くぎ打ち指導(3年)
図工　のこぎり指導(4年)

【令和7年度　活動計画】

上記のボランティアに加え、今年度より下記の活動を始めます

給食お手伝い(1年)
下校指導　安全ボランティア(1年)
休日・学校閉庁日のマロンちゃん(うさぎ)のお世話

あらっこ応援隊　公式LINEができました

QRコードを読み込み、
友達追加をするとご覧になれます

（様式１）

令和７年４月２３日

浜松市立龝玉小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表　渡邊　剛一　様

浜松市立龝玉小学校運営協議会
会長　太田　富次郎

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和７年４月２２日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

１　学校運営の基本方針を具現化するための意見

グランドデザインの実現のためには、子供たちの体験的な学習を充実したり、家庭地域との連携協働を更に進めたりしていく必要がある。そのため、以下の事業を計画する。

①地域の人・もの・ことを活用した学習の充実
（例）
・地域の方やまちおこしの会による宮口地域の歴史に関する講話
・子供たちによる地域施設の探訪
・地域の田畑・農園を活用した野菜・果実の収穫体験
・地域人材による芸術鑑賞の実施

②子供たち自身が地域の課題を発見し、解決する活動の実施を補助する。
（例）天竜浜名湖線宮口駅舎をはじめとした地域施設の清掃活動

③子供たちの生活・学習の支援とボランティアスタッフの増員
（例）
・ICT 環境の充実
・校外学習時や裁縫活動時の支援

令和７年４月２２日

浜松市立麁玉小学校学校運営協議会委員　各位

浜松市立麁玉小学校学校運営協議会
会長　太田　富次郎

令和７年度　浜松市立麁玉小学校　第２回学校運営協議会の開催について

陽春の候、皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より、麁玉小学校の教育活動に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、令和７年度　第２回学校運営協議会を、下記の通り開催いたします。御多用中のこととは思いますが、御出席くださいますようお願い申し上げます。

記

１　日　時　　令和７年６月３日（火）　１３時３０分から１５時３０分
・１３時３５分～１４時００分　授業参観
・１４時１０分～１５時３０分　協議会

２　場　所　　麁玉小学校北校舎　２階　会議室

３　内　容　（１）１３：３０　始めの言葉・日程説明
（２）１３：３５～１４：００　授業参観
（３）１４：１０～１５：２０　協議会
①会長挨拶・校長挨拶
②議長の選出
③熟議
ア　授業参観から
イ　スタートステージの検証と今後の取組
ウ　地域との連携について
（４）１５：２０～１５：３０　連絡事項

４　その他　　お手数をお掛けしますが、欠席される場合は担当まで御連絡いただきますようお願いいたします。

担当
浜松市立麁玉小学校
ＣＳディレクター　村瀬　美恵子
ＴＥＬ　589－8313
ＦＡＸ　589－8314

亀玉小学校年間教育活動計画（案）

2025 年度（令和７年度）　　Ｒ７．４．１

SG⇒ｽｸｰﾙｶﾞｰﾄﾞﾘｰﾀﾞｰ　生徒指導委員会⇒生指委　いじめ防止対策委員会⇒いじめ防止委

1年は15日まで３時間
16日～5/2まで４時間で

＜　前　期　＞

テーマ：『スタート』（4月・5月）　テーマ：『チャレンジ』（6月～9月）

日	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	火 職員会議1　学年会 分掌引継 安全点検	木 ○ B[特５] 教育相談（希望者） 学年団代表会議１　教頭研修PM	日	火 ○ A	金 市教研（教科Ａ） 国，社，算，理，生，養	月 ● A[臨４]２学期始業式 学期始め事務処理　安全点検 修学旅行業者選定会（防災週間）
2	水 新年度準備　学年会 職員会議2・3 市校長会	金 ○ B　ALT 教育相談（希望者） 縦割顔合わせ会（昼）	月 ○ A 下水道教室［４年］	水 ○ A 縦割遊び（読書） 職員会議６	土	火 ● A[臨４]身体測定［６年］ 防災訓練②
3	木 実践部会・研推1 時間割編成（出入り） 新年度準備	土 憲法記念日	火 ○ A 学校運営協議会2 検尿2次 体育実技研修Ⅰ	木 ○ A	日	水 ○ A 身体測定［５年］ 給食開始
4	金 学年（団）会（新年度準備） 教材採択委·アレルギー研 生指委·いじめ防止委	日 みどりの日	水 ○ A元気の日 就学発達支援委1 *防犯教室［２·３·５年］*	金 ○ A クラブ活動⑥ ALT	月 市教研（教科Ｂ） 書，音，図，家，体，外	木 ○ A 身体測定［４年］ 防災講座②［４年］
5	土	月 こどもの日	木 ○ A[特6] 就学発達支援委1	土	火 市教研（領域Ａ） 教，研，道，総，特，保，生	金 ○ A 委員会活動⑥ 身体測定［３年］
6	日	火 振替休日（安全点検週間）	金 ○ A　ALT 救急法講習会（放課後） 林間学校説明会[5年]	日（安全点検週間）	水 市教研（領域Ｂ） 発達，給，情，図書，人権，外国人，キャ	土
7	月 ● A[臨４]新任式·始業式 入学式準備③（新６年） 安全点検	水 ○ A　県校長会 １年生５時間授業開始 教育相談（希望者）	土 学生協総代会·市P連理事会	月 ○ B[特６] 面談準備 部会校長会	木 校内研修③	日
8	火 ● A[臨３] 2～6年休み 入学式①②	木 ○ A 1年生を迎える会③ 月曜日課　（昼：縦割り遊び）	日（安全点検週間）	火 ○ B[特４] 三者面談ＰＭ① 校長会議	金	月 ○ B 身体測定［２年］
9	水 ● A[臨４]　元気の日 PTA学年委員選出会　おぼん回収 部会校長会　校長会議	金 ○ A　委員会活動⑥ ALT 清掃班長会　防災講座③（起震６年） 研推２·かわな打合せ［５年］	月 ○ B朝礼 プール開き（命について考える週間 9日～13日）	水 ○ B[特４] 三者面談ＰＭ②	土	火 ○ B[特６]身体測定[１年·発] 防災講座③［１年］　SG 部会校長会　学年読合わせ
10	木 ○ A[特４] 給食開始（2～6年） 研修１	土	火 ○ B新体力テスト②③（高） 尿検３次 部会校長会　SG	木 ○ B[特４] 三者面談ＰＭ③ 部会教頭会	日	水 ○ B 元気の日 縦割り遊び（5年主催） 教務部会（所見提出）
11	金 ○ A 通学班長会（昼） 身体測定①②③　ALT 市教頭会	日	水 ○ B 元気の日 職員会議5 小中連絡協議会	金 ○ B[特４]　ALT 三者面談ＰＭ④	月 山の日	木 ○ B 薬学講座［６年］⑤ 部会教頭会
12	土	月 ○ B運動場石拾い（朝） *眼科*	木 ○ B命について考える日 内科［２·４·６年］ 部会教頭会	土	火 ※閉庁日	金 ○ B[特４]　ALT 実践部会13:30～14:30
13	日	火 ○ B　SG 尿検１次 部会校長会	金 ○ B委員会活動⑥ ALT 学年団代表会議３	日	水 ※閉庁日	土 宮口祭典
14	月 ○ B[特B5]　避難訓練② 市教研（教科） 心電図検査［１·４年］	水 ○ B 元気の日，代表委員会 研修２ 市教研総会，教育講演会	土	月 ○ [特５] 面談予備日	木 ※閉庁日	日 宮口祭典
15	火 ○ B ［特B5］市教研（領域） SG 市校長会学校経営充実説明会	木 ○ B 歯科［１·３·５年，発］	日	火 ○ 校長研修（発達）ｵﾝﾗｲﾝ	金 ※閉庁日	月 敬老の日
16	水 ○ B 元気の日　１年給食開始 通学班会③ 時間割編成第１案	金 ○ B 耳鼻科［１·４年］　ALT 生指委·いじめ防止委 進路対策委員会	月 ○ A	水 ○ B元気の日　SG 通学班会（朝）集団下校 研修３	土	火 ○ A[特６] 成績交換
17	木 ○ B ［特５］ 全国学力調査（国算理） PTA新旧引継ぎ·総委員会	土	火 ○ A 法教育出前授業［６年］AM 保幼小連絡会PM　検尿３次 校長研修（危機管理）ｵﾝﾗｲﾝ	木 ○ ［特Ｂ５］ 30分間回泳PM	日	水 ○ A[特５] 学年団代表会議５ 校長研修（人権）ｵﾝﾗｲﾝ
18	金 ○ B委員会活動⑥ 代表委員会 かわな指導者研修　ALT 進路対策委員会	日	水 ○ A 元気の日 生指委、いじめ防止委 教材採択委（夏ド）	金 ○ Bクラブ活動⑥ 学年団代表会議４	月	木 ○ A ［特６］ 月曜日課
19	土	月 ○ A 市教研顧問校長·部長研修	木 ○ A	土	火	金 ○ A ALT 生指委·いじめ防止委 学年読合わせ
20	日	火 ○ A スポフェス総練習AM 校長研修AMｵﾝﾗｲﾝ	金 ○ A参観会·懇談会 （全校⑤）　ALT 林間事前打合せ	日	水	土
21	月 ○ A[特６] 時間割試行期間（～5/2）	水 ○ A[特B5下校13：45] 市教研（教科）	土 ＰＴＡ資源回収１	月 海の日	木	日
22	火 ○ A[特６] 交通安全教室 学校運営協議会１	木 ○ A	日 ＰＴＡ資源回収予備日	火 ● B[臨４下校11:30] 面談予備日 回泳予備日	金	月 ○ B 一覧表提出
23	水 ○ A[特４] 集団下校（通学路確認） 縦割班編成検討日（学年団）	金 ○ A[特５]　ALT 準備（職員作業） 市教頭会	月 ○ B 交通安全ﾘｰﾀﾞｰと語る会	水 ● B[臨４下校11:30] 1学期終業式 生指委，いじめ防止委	土	火 秋分の日
24	木 ○ A[特５]　SG	土 ● B[臨4]スポーツフェスティバル（行1、体2） 実践部会	火 ○ B 内科１·３·５·発 校外学習AM［３年］	木	日	水 ○ B　研修４ 新体力テスト準備
25	金 ○ A[特５] 計算力調査② 児童質問調査［６年］⑤　ALT 校長研修（CIO）ｵﾝﾗｲﾝAM	日	水 ○ B〔５年特４日課〕	金	月 校納金第4期口座振替	木 ○ B　SG 新体力テスト②③低
26	土 ● B[臨４] 参観会，引渡訓練④ 職員会議4　（PTA総会）	月 振替休業日 （ｽﾎﾟﾌｪｽの振替休業日） 校納金第1期口座振替	木 ○ B　５年林間学校（かわな） （行２、教科４）	土	火	金 ○ B　ALT 新体力テスト②③中 PTA第１回指名委員会
27	日	火 ○ B　SG 市校長会　PTA本部役員会	金 ○ B　５年林間学校（かわな） （行２、教科４） ALT	日	水	土 ＰＴＡ資源回収２
28	月 振替休業日 （参観会の振替休業日）	水 ○ B[特B5下校13：45] 市教研（領域）	土	月 校内研修①PM 教頭研修	木	日 ＰＴＡ資源回収　予備日
29	火 昭和の日	木 ○ B 福祉教育講座②③④[4年] 歯科②２·４·６年	日	火 （備品点検・所見作成） 校長研修	金	月 ○ A 代表委員会（昼）
30	水 ○ B[特５]観劇（たんぽぽ） 教育相談（希望者） 校長研修（いじめ対応）	金 ○ B　ALT こころの劇場[6年：弁当] 学年団代表会議２	月 ○ A	水 校区一貫研AM 校内研修②PM	土	火 ○ A 新体力テスト予備日
31		土		木 職員会議AM 教育課程反省AM 校長倫理研修会ＰＭ	日	
日	16日	20日	21日	16日	0日	20日
給	13回	19回	21回	14回	0回	18回

73日

授業日数　196日(5･6年197日)　　給食日数　180日　　R７．４．１

連絡便（火・木）　　状況により今後変更することもあります。

< 後　　前 >

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	テーマ：『 チェ ン ジ 』		安全点検週間	テーマ：『 ス テ ッ プ ア ッ プ 』		防災週間 / アレルギー面談
1	水 ○ A 校外学習[２年弁] 生指委、いじめ防止委	土 A	日 B	木 元日	日 安全点検週間	月 B[特６]朝水拭き清掃 成績処理
2	木 ○ A リンゴ収穫体験[１年:弁]	日	月 B 学校保健委員会 部会校長会	金	月 B	火 B 市校長会
3	金 ○ A朝礼　ALT 前期通知表配付 研推５	月 文化の日 安全点検週間	火 B 生指委､いじめ防止委 研究協議会	土	火 B[特６]　SG 教育課程編成会議７	水 B 生指委、いじめ防止委 集団下校
4	土	火 B 朝持久走練習開始 部会校長会	木 B 市教頭会	日	水 B　元気の日 職員会議10	木 B通学班会⑤
5	日 安全点検週 読書週間	水 B[普４下校13：10] 市教研（領域） 県教頭大会	金 B　ALT クラブ活動⑥ 研推６　市校長会	月	木 Bこども音楽鑑賞教室 [５年]	金 B ６年生を送る会③ (昼:縦割り遊び)
6	月 ○ B	木 B （音楽鑑賞教室）	土	火 防災週間	金 Bあらっこ参観会 ②～④ 教育課程８	土 B（特５＋清掃･机出し） 水拭、ワックス塗(放課後)
7	火 ○ B　校外学習[４年:弁] 教育相談（希望者） 部会校長会	金 B 代表委員会(昼) 職員会議８　ALT 校外学習AM[３年]	日	水 B[臨４] 安全点検 ●３学期始業式 職員会議9　研推7	土	日 学年団代表会議9　ALT
8	水 ○ B 元気の日 進路指導委員会1 教育相談（希望者）	土	月 A 校内アレルギー委員会	木 B[臨４] 身体測定[１年･発達] ●教育課程編成会議3	日	月 安全点検週間
9	木 ○ B　校外学習[６年:弁] 教育相談（希望者） 部会教頭会	日 PTAﾌﾞﾛｯｸ別 役員候補選出会	火 A　SG	金 B給食開始　ALT 委員会活動⑥ 身体測定[２年]	月 A〔特Ｂ６〕 教育課程編成会議９	火 A 机入れ(朝) 教材採択委員会
10	金 B　ALT リンゴ予備日[1年:弁] 学年団代表会議６	月 Aひとりひとりに いい声掛けデー PTA第２回指名委員会	水 A　元気の日 持久走準備	土	火 A 入学説明会　ALT 部会校長会	水 A 通学班長会（昼） 卒業式総練習②③
11	土	火 A 校外学習AM[２年] 教材採択委員会　SG （６年のみ普５）校長研修	木 A 校内持久走記録会 （行１､体１）	日	水 建国記念の日	木 A　元気の日 学年会計監査
12	日	水 A ６年修学旅行 （行２､教４）	金 A　ALT 持久走予備日１ 実践部会	月 成人の日	木 A 学年団代表８	金 A[特５] 学年末事務処理 卒業・進級認定委員会
13	月 スポーツの日	木 A ６年修学旅行 （行２､教４）	土	火 A[普５]教育課程編成会議４ 身体測定[３年] ○避難訓練(予告なし)	金 A[特６]　朝礼 委員会活動⑥　ALT 研修８	土 A[臨４]　ALT 学年末事務処理
14	火 ○ A　SG	金 A[６年のみ普４] 校外学習[３年:弁] ALT	日	水 A元気の日 身体測定[４年] 生指委、いじめ防止委	土	日
15	水 ○ A[特Ｂ５] 就学･発達支援委員会2	土	月 B	木 A 身体測定[５年] 月曜日課　SG 部会教頭会	日	月
16	木 ○ A[特Ｂ６] 就学･発達支援委員会2 全小連福岡大会	日	火 B　持久走予備日2	金 Aクラブ(３年見学) 身体測定[６年]　ALT 代表委員会(昼)	月 B[特６] 成績処理	火 B[臨４]校内アレルギー委員会 修了式(６年生学活) ●卒業式準備PM(職員)
17	金 ○ A 委員会活動⑥ ALT 全小連福岡大会	月 B	水 B通学班会（朝） 集団下校　研修６	土 PTA資源回収3	火 B[特５] 成績処理 学校運営協議会	水 B[臨３] 卒業式②③ ５年生出席 ●保幼小連絡会
18	土	火 B 校外学習[５年:弁当]	木 B	日 PTA資源回収予備日 給食週間	水 B[特５]　SG 成績交換 生指委、いじめ防止委	木 運営委員会1 要録点検
19	日	水 B 元気の日 生指委、いじめ防止委	金 B　ALT 学年団代表会議８	月 B 代表委員会 体育主任者会	木 B[特5] 成績処理 市教頭会	木 運営委員会２ 要録組替え 校長会議
20	月 B[臨３] 健診準備[５年] ●就学時健診	木 B	土	火 B[普５] 教育課程編成会議５ 部会校長会	金 B[特５]　ALT 一覧表提出 PTA新旧引継ぎ･総委員会	金 春分の日
21	火 ○ B 市校長会･校長会議	金 B 委員会活動⑥ ALT PTA本部役員会	日	水 B[特Ｂ５] 就学･発達支援委員会3 市教研館内校長研修会	土	土
22	水 ○ B 特技発表会(昼) 研修５	土	月 A[臨４] ●　教育課程編成会議１	木 B 縦割り遊び(６年主催)	日	日
23	木 ○ B	日 勤労感謝の日	火 A[臨４] ２学期終業式 ●教育課程編成会議２	金 B　ALT 研修７ ○鮫玉中入学説明会	月 天皇誕生日	月 運営委員会３ 市校長会
24	金 ○ B　ALT	月 振替休日	水	土	火 A[特５] 成績処理	火 運営委員会４
25	土 A[臨３] 学校公開日 修学旅行説明会[６年] ●(午後)学校運営協議会[全職員]	火 A　SG	木 閉庁日 校納金第7期口座振替	日	水 A[特５] 成績処理 施設利用委員会	水 運営委員会(予備日) 送別式・送別会 PTA会計監査･副教材展示
26	日	水 A 縦割り遊び(４年主催) 学年団代表会議７	金 閉庁日	月 A〔１年特４〕 教育相談(希望者) ○保幼小連絡会(宮口幼)	木 A[特５] 所見提出　教務部会	木
27	月 振替休業日 (学校公開日の振替)	木 A 市学力調査[５年] 体育実技研修Ⅱ	土	火 A	金 A[特５]朝水拭き清掃 成績処理　ALT	金
28	火 ○ A　SG	金 Aクラブ活動⑥　ALT 進路指導委員会2	日	水 A 教育課程編成会議６	土	土
29	水 ○ A[普４下校13：10] 市教研（教科）	土	月	木 A 行事調整会[新原小]		日
30	木 ○ A 特技発表会(昼)	日	火	金 Aクラブ活動⑥(最終) 進路指導委員会３ ○　ALT		月
31	金 ○ A　ALT 特技発表会(昼) 修学旅行事前打合せ		水	土		火
日	22日	18日	17日	17日	18日	5･6年　12日 1～4年(11日)
給	20回	18回	15回	15回	18回	9回
			77日		47日	5･6年　197日 1～4年　196日